

別表2-(1) 認定・取消等手続提出書類一覧表

提出書類等に個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたものを提出してください。平成30年4月1日現在

区分	種別	続柄	提出書類等										☆ 所得に関する証明書 記載されているすべての書類が必要です。 (証明書は全て写して結構です。原本証明不要。) ◎収入とは恒常的収入のことで、退職金などの一時的な所得は該当しません。なお、利子所得、株主として受ける配当所得、私的年金(企業年金・個人年金・財形年金等)、非課税扱いである遺族・障害年金・傷病手当金及び修習資金・研究奨励金・生活補助的な奨学金も含まれます。	
			組合員被扶養者証	【2051】 1 被扶養者様式の申告書(共第)	【2056】 扶養理由書	【2060】 係伴扶養者の資格喪失に同意書	【注3】 明書(注3) あ*給 つ市与 て町村 は村費支 扶養支弁 手当支弁 給職員に 証	証明書の写し	【2062】 (住民票記載事項証明書)	2) 通常に 関する 扶養 義務 者の 注所	★ 別居 ★ 確認 できる 送金の 事	【2064】 合偶(者) 者20歳 を以上 認定、 取60歳 消未 す満 るの 場配		【2054】 資格喪失証明願
新規認定 (注1)	普通認定	扶養手当受給対象者 ※出生に関する認定以外はすべて認定日及び理由の確認できる書類が必要になります。	子・孫	○			○						他 を の 健 康 保 険 組 合 に 必 要 に 加 入 し て い た	
		配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹	○			○	○				○			
	特別認定 [年間の◎収入が130万円未満の者。ただし、公的な障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者にあつては180万円未満の者]	子・配偶者	○	○			○	○				○		
		孫・兄弟・弟妹・父母・祖父母 その他三親等内の親族(義父母等)	○	○			○	○				○		
認定取消	就職による取消し	○	○		○	採用辞令の写し、就職証明書の写し、再就職先で新たに交付された健康保険証の写しのいずれかひとつ					提国 出民 健 康 保 険 加 入 等 に 必 要 な 場 合 は	[5]年金受給者(遺族・障害年金、私的年金も含む) ①受給しているすべての年金改定通知書(証書)等、現在の年金額の確認できる書類の写し ※通知書・証書の受領日を記入し受給者の自署押印 ②所得証明書 [6]事業所得、農業所得、不動産所得、株等譲渡収入がある場合 ①確定申告書の写し ②損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書の写し)又は株等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の写し [7]その他の所得 ①所得証明書等所得額が把握できるもの [8]婚姻による場合 ①所得に関する証明書(上記[1]~[7]のいずれか) ②婚姻届の受理証明書又は戸籍抄本 ※住民票の写しは不可		
	認定限度額超過による取消し	○	○		○	所得に関する証明書☆ (認定の所得に関する証明書と同じ) 普通認定の場合は扶養手当認定簿の写し			○					
	雇用保険受給による取消し(日額3,612円以上の場合)	○	○		○	雇用保険受給資格者証の写し (支給開始日が明らかであるもの)				○				
	死亡による取消し	○	○			死亡診断書の写し 又は埋葬許可証の写し				○				
	離婚による取消し	○	○		○	戸籍抄本の写し ※離婚日あるいは扶養の実態のなくなった日の確認できる書類				○				
扶養替え	扶養替えによる認定の場合は、新規認定の書類の他に下記の書類を提出してください。			扶養替えによる取消しの場合の添付書類は、下記の書類及び「被扶養者の資格喪失に伴う給付金等の返納に係る同意書」、「被扶養者証」を提出してください。			★ 送金の事実が確認できる書類 ①預金通帳の写し(原則対象となる被扶養者名義のもの) ②現金書留の控え等 ③手渡しの場合、別居被扶養者への送金等に関する申立書【2057】 ※原則として過去3か月の実績							
	●夫婦が共に公立学校共済組合埼玉支部の組合員の場合 配偶者側が作成した取消のための被扶養者申告書の写し(未決裁可) <普通認定>扶養手当認定簿の写し(市町村立学校のみ)			●夫婦が共に公立学校共済組合埼玉支部の組合員の場合 <普通認定>配偶者の扶養手当認定簿の写し <特別認定>配偶者が作成した認定のための被扶養者申告書の写し(未決裁可)										
	●配偶者が公立学校共済組合埼玉支部の組合員でない場合 配偶者側の健康保険組合から交付された資格喪失証明書の写し			●配偶者が公立学校共済組合埼玉支部の組合員でない場合 配偶者側の健康保険組合から交付された被扶養者証の写し										

(注1) 新たに被扶養者が生じた場合、その事由発生日から30日以内に届出がされない場合は、その届出を受理した日(被扶養者申告書の所属所受付年月日又は総務事務システムへの入力日)での認定となります。  
(注2) 通常の扶養義務者とは、社会通念上扶養義務を負うと考えられる者又は共同扶養における他の扶養義務者をいいます。  
原則として通常の扶養義務者の所得に関する証明書(組合員の源泉徴収票及び配偶者の所得証明書等)が必要です。(通常の扶養義務者が共に公立学校共済組合員の場合又は、その方が組合員の被扶養者として認定されている場合は不要)

(注3) 総務事務システム利用者でない者(主に市町村立学校職員)の場合  
普通認定の場合、県費支弁職員は給与事務担当者の証明印の押印を、その他の市町村費支弁職員については市町村発行の扶養手当支給証明書を添付してください。  
(注4) 県立学校・課所館については、総務事務システムにより申請してください。表中【斜体数字】は総務事務システムの該当様式番号です。添付書類については本表による他、総務事務システム内の該当様式ごとの説明文等を参照してください。  
(注5) 扶養事実確認のため、上記以外の書類を提出していただく場合があります。  
(注6) 御不明な点は、資格管理担当(048-830-6694)へお問い合わせください。

別表2-(2) 登録事項の変更書類等一覧表

提出書類等に個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、番号を隠してコピーしたものを提出してください。平成30年4月1日現在

区分	提出					書類等			
	総務事務システムの様式番号(注1)→		【2091】	【2013】	【2092】	【2051】	【2056】		
種別	組合員証	組合員被扶養者証	式告員公立 の書職・学 1(員一校 )(員一財共 第互)濟 1助)会埼組 号会玉合 様申合	の(被 2(扶 )(第養 1者 号申 様告 式書	扶養理由書	証あ※証給 明つ市明与 書て町印事 は村費支務 扶養手当弁担 手当支員給者		その他の書類等	
再交付	組合員証紛失に伴う再交付		○						
	被扶養者証紛失に伴う再交付				○				
	組合員証破損・汚損に伴う再交付	○		○					
	被扶養者証破損・汚損に伴う再交付		該当者分○		○				
登録事項の変更等	組合員	組合員の氏名	○	○		○(注2)		組合員の氏名の変更の場合、被扶養者証も交換となります。 (注2) 課所館・県立学校の方は、総務事務システムの職員基本情報・氏名情報に入力	
		組合員の性別、生年月日 資格取得年月日	○			○		戸籍抄本などの公的な書類の写し 資格取得年月日の変更の場合は、履歴書の写し(所属所長の原本証明必要)	
		組合員の住所				○(注2)	○(注3)	20歳以上60歳未満の配偶者がいる方は、「国民年金被保険者住所変更届」【2063】を提出してください。 (注2) 課所館・県立学校の方は、総務事務システムの職員基本情報・氏名情報に入力 (注3) 組合員と同居の場合は不要。同居から別居	
	被扶養者	被扶養者の氏名・性別・生年月日を変更する場合		該当者分○			○		戸籍抄本などの公的な書類の写し
		普通認定の者が、同居から別居になる場合					○	○	
		特別認定の者が、同居から別居になる場合					○	○	新規認定(特別認定)(注4)と同様の書類
		別居から同居になる又は別居先の住所を変更する場合					○	○(注5)	(注5) 普通認定の者が住所変更する場合は必要。
継続認定	被扶養者の扶養手当受給の有無に変動が生じた場合は、引き続き被扶養者としての要件を備えているかどうか、普通・特別認定に準じて書類による資格の審査を行います。						提出書類		
	普通認定(扶養手当有) → 特別認定(扶養手当無)						①特別認定と同様の書類(注4) ②扶養手当認定簿の写し(市町村立学校のみ)	※組合員証及び組合員被扶養者証の提出は必要ありません。 ※国民年金第3号被保険者資格取得届の提出は不要です。	
	特別認定(扶養手当無) → 普通認定(扶養手当有)						①普通認定と同様の書類(注4) ②扶養手当認定簿の写し(市町村立学校のみ)		
その他	所属所の新設、廃止、所在地及び口座名義の変更等がある場合は、「所属所に関する報告書(第3号様式)」を提出してください。						(注1)県立学校・課所館については総務事務システムにより申請してください。(一部紙ベースでの申請を除く) (注4)普通認定及び特別認定の手続きは、P11~12を参照してください。  表中【斜体数字】は総務事務システムの該当様式番号です。 添付書類については、総務事務システム内の様式ごとの説明文等を参照してください。		